

## 特別専門講師募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	特別専門講師
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の最初の授業日から最後の授業日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都立若葉総合高等学校（稲城市坂浜 1 4 3 4-3）
職務内容	伝統工芸に関する授業の実施
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陶芸分野を生徒に教えられる経験豊富な専門家であること。</li> <li>・実技だけでなく、日本の陶芸に纏わる文化や用具の管理等に関する知識・技能など、陶芸を基本から幅広く教えることができる</li> <li>・教育に対する熱意を持ち、生徒にとってわかりやすい授業を行うことができる。</li> </ul>
総勤務時間数	1 8 0 時間（予定）
勤務時間	8 時 4 0 分から 1 5 時 1 0 分までの間の授業時間 所定勤務時間を超える勤務の有無・・・原則として無し
休憩時間	1 日 6 時間を超える勤務がある場合は少なくとも 4 5 分設定
休暇等	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、母子保健検診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇 （無給）病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	時間額 4, 5 5 0 円（改定される場合あり） （資格（免許・経験）等により報酬額は異なる） 通勤手当相当額を別途支給（上限 7, 1 0 0 円/日額） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無について （1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の場合等要件あり）
応募方法等	申込書類を郵送（3/9 必着） 1 次書類選考 2 次面接
問い合わせ	東京都立若葉総合高等学校 担当 副校長 小林 善之 連絡先 0 4 2 - 3 5 0 - 0 3 0 0

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。